

失 効 H

(海外居住等「やむを得ない理由」により運転免許を失効し、失効後6か月超3年以内に申請する場合)

受付時間・場所

- 福島運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等を行いますので午後1時30分までに来庁してください。
- 郡山運転免許センター
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）午後1時～午後1時30分
※ 申請書の記載等を行いますので午後1時30分までに来庁してください。
- 70歳以上で高齢者講習を受講した方は、住所地の警察署及び分庁舎（福島・福島北・郡山・郡山北署を除く）でも手続き可能
月曜日～金曜日（祝日を除いた平日のみ）
午前9時00分から午後0時、午後1時から午後4時まで

申請に必要な書類等

- 失効した運転免許証
運転免許証を紛失している場合は、身分が確認できる書類（健康保険証、パスポート、マイナンバーカード等）※マイナ免許証を所持又は希望される方はマイナンバーカード
- やむを得ない理由を証明する書類
日本からの出国及び帰国のスタンプ（証印）があるパスポート等
※ 運転免許証の有効期限の前後1か月間に日本に滞在していなかったことの証明になりますので、出帰国の「スタンプ（証印）」がない場合は申請を受理できない場合があります。
自動化ゲート通過の場合は、必ず通過後に帰国スタンプ（証印）を受けてください。
- 福島県内住所で本籍の記載された発行後6か月以内の住民票（市町村長の証明印のあるもの。複数綴りの場合は、綴り全部。）
※ 広域交付住民票は、本籍地の記載がないので受付できません。
※ 日本に住民登録がない日本国籍の方は、一時帰国して滞在している場所を住所とみなします。よって下記の書類が必要となります。
 - ・ 自認書兼居住証明書（申請者本人及び日本における居住先の世帯主等が作成するもの、様式と記載例は3、4ページ目にあります。）
 - ・ 申請者の戸籍抄本（戸籍謄本）又は本籍の記載された住民票の除票
 - ・ 居住先の世帯主の本籍が記載された住民票
 - ・ 社員寮やホテル等に滞在する場合は、施設責任者からの滞在証明（様式は任意）

(記載例)

自 認 書 兼 居 住 証 明 書

私は、 〇〇年〇〇月〇〇日に出国し、現在（アメリカ合衆国 ）

に滞在しておりますが、 ××年××月××日、 一時帰国し、私の
(帰国後1か月以内の申請)

(実父 一時帰国先の世帯主との間柄)に当たる (福 島 太 朗)

方に居住し、この場所を居所としております。

△△年△△月△△日

申請者 居 所 福島市町庭坂字大原1－1

氏 名 福 島 花 子

上記の再取得申請者は、私の (長女 一時帰国先の世帯主との間柄)

で、××年××月××日に一時帰国し、私方に同居していることに相違な

いことを証明します。

△△年△△月△△日

証 明 人 住 所 福島市町庭坂字大原1－1

氏 名 福 島 太 朗

福 島 県 公 安 委 員 会 殿

自 認 書 兼 居 住 証 明 書

私は、 年 月 日出国し、現在（ ）

に滞在しておりますが、 年 月 日、一時帰国し、私の

() に当たる ()

方に居住し、この場所を居所としております。

年 月 日

申請者 居 所

氏 名

上記の再取得申請者は、私の（ ）

で、 年 月 日に一時帰国し、私方に同居していることに相違な

いことを証明します。

年 月 日

証 明 人 住 所

氏 名

福 島 県 公 安 委 員 会 殿